

鹿沼市議会請願・陳情、意見書等の取扱基準

第1条 鹿沼市議会請願・陳情、意見書等の取扱基準は別表のとおりとする。

附 則 この基準は平成30年11月22日より施行する。

経過措置 この基準の施行前の取扱は従前の例によるものとする。

別表

| 区 分 | 解 説 | 処 理 |
|-------------------------|---|--|
| 請 願 | <p>(紹介議員あり)</p> <p>○請願は、国民に認められた憲法上の権利の一つであり、憲法第16条には、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と規定されている。</p> <p>○現行の請願制度を大別すると、①天皇に対する請願、②官公署に対する請願、③国会に対する請願、④地方議会に対する請願の4つがある。</p> <p>○地方議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。</p> <p>請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない。</p> <p>請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>(鹿沼市議会会議規則第134条第1項、第2項)</p> | <p>①請願書の受理（紹介議員は一人以上必要）</p> <p>鹿沼市議会先例及び申し合わせ事項により請願については、開会前の議運開催日の2日前までに提出するよう申し合わせがある。</p> <p>↓</p> <p>②各会派幹事会で提出のあった旨周知</p> <p>↓</p> <p>③議会運営委員会で、請願・陳情文書表を配付し、常任委員会等に付託する旨説明</p> <p>↓</p> <p>④常任委員会等で審査、その結論をもとに、本会議で審議の上、原則として採択、不採択のいずれかに採決</p> <p>↓</p> <p>⑤採択した請願を長その他の執行機関へ送付</p> <p>↓</p> <p>⑥議決後、審査結果を請願者に通知</p> |
| 内容が請願に適合する陳情書又はこれに類するもの | <p>(紹介議員なし)</p> <p>○鹿沼市議会会議規則（陳情書の処理）</p> <p>第140条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</p> <p>○紹介議員の部分を除き「請願」の例により処理する。</p> <p>○請願は、文書で行い、必ず議員の紹介を要するものであるが、陳情は、議員の紹介を必要としない。しかし、その他の面では、陳情も請願も同じである。</p> | <p>①陳情書等の受理（その際に「請願」なみに扱い議会の審議が必要か、各会派周知でいいかを陳情者等に意向確認。「請願」なみの場合が本パターンとなる）。鹿沼市議会先例及び申し合わせ事項により、開会前の議運開催日の2日前までに提出するよう申し合わせがある。</p> <p>↓</p> <p>②各会派幹事会で提出のあった旨周知</p> <p>↓</p> <p>③議会運営委員会で、請願・陳情文書表を配布し、常任委員会等に付託する旨説明</p> <p>↓</p> <p>④常任委員会等で審議、その結論をもとに、本会議で審議の上、原則として採択、不採択のいずれかに採決</p> <p>↓</p> |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| | | <p>⑤採択した陳情を長その他の執行機関へ送付</p> <p>↓</p> <p>⑥審査結果を陳情に通知</p> |
| 上記以外の陳情書及び要望書等 | <p>(紹介議員なし)</p> <p>次に例示するものは各会派周知とする。</p> <p>①国、県の機関等に要望した事項に対する実現方協力を求めるもの</p> <p>②議会において採択した請願又は陳情事項について、当該請願書又は陳情書を提出した者から、その実現方協力を求めるもの</p> <p>③議会の審議に付する必要がない旨の申し出がなされたもの</p> <p>④鹿沼市長に要望した事項について議長あて提出されたもの。実質的には市長（執行部）の検討事項となるが、議長に実現方協力を求めるもの。</p> <p>⑤議会運営委員会で決定した取扱いの結果が請願の例により処理する必要がないと認めるもの。</p> | <p>①受付（各会派周知扱いの陳情書及び要望書等についても、鹿沼市議会先例及び申し合わせ事項により「会期中の提出であってもできるだけ追加付託する」との申し合わせに倣い受付する。）</p> <p>↓</p> <p>②各会派幹事会で周知</p> <p>↓</p> <p>③議会運営委員会で取り扱いを協議、決定する</p> <p>↓</p> <p>④結果を提出者に通知</p> |
| 郵送等による請願、陳情（郵送等による意見書） | <p>○（鹿沼市議会先例及び申し合わせ事項）郵送、メールによる請願・陳情は議長預かりとする。</p> <p>○請願・陳情以外でも郵送のものは同様に処理する。</p> | <p>①郵送受付</p> <p>↓</p> <p>②各会派幹事会で周知し、議会運営委員会で郵送された文書を示し、議長預かりでいいか確認。なお、場合によっては議長判断で議会運営委員会にかけない場合もある。</p> <p>↓</p> <p>③議会運営委員会で議長預かりになったものは、審査結果を提出者に通知する。議会運営委員会にかけない場合は、通知しない。</p> |
| 地方自治法第99条の規定による意見書提出を求める陳情 | <p>○地方自治法（意見書の提出）</p> <p>第99条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。</p> <p>○議会は、法人格を有せず、請願書による請願を行うことはできないが意見書を提出することにより地方公共団体の議会としての意見を国会又は関係行政庁に伝えることができるように措置されている。</p> <p>○住民の代表機関である議会はその有する条例制定権、予算議決権を通じて、あるいは執行機関に対する監視的権限を行使することにより、議会の意見を十分に反映させることが可能である。しかし、当該地方公共団体の権限に属しない国政事務や他の地方公共団体の事務については、自ら適切に処理する方法はない。また、当該地方公共団体の事務であっても、現在の制度や運用</p> | <p>①受付</p> <p>↓</p> <p>②各会派幹事会で提出のあった旨周知</p> <p>↓</p> <p>③議会運営委員会で、付託する委員会を協議、請願・陳情文書表を配布し、付託する常任委員会等を内定</p> <p>↓</p> <p>④本会議で委員会に付託</p> <p>↓</p> <p>⑤委員会で審議、その結論をもとに、委員長報告、本会議で審議の上、原則として採択、不採択のいずれかに採決</p> <p>↓</p> <p>⑥採択された場合は 議会運営委員会で議員案追加</p> <p>↓</p> <p>⑦通常、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し採決。</p> |

| | | |
|---------------------|---|---|
| | <p>によっては適切な処理が期待できない場合もある。</p> <p>このような場合に、当該地方公共団体の公益に関する事件について、住民の代表機関たる議会の意見を国会又は関係行政庁に対して表明する権限を与えたのが、意見書提出権である。</p> <p>(質疑応答 議会運営実務提要 議会運営実務研究会編集 ぎょうせい)</p> <p>○意見書を提出する要因は、おおむね次の二つに大別することができる。①当該地方公共団体の住民から、国政事務又は法定受託事務について制度の改善又は新設を促進されたいとする請願、陳情や住民運動がある場合、②国政に反映させるために当該議会独自の意思に基づく場合である。</p> <p>(地方議会運営事典 改訂版 地方議会運営研究会編集 ぎょうせい)</p> <p>○「地方自治法第99条の規定による意見書提出」のパターンは、上記の意見書を提出する要因①により提出された陳情などを踏まえ、議会として意見書を提出するかどうかを検討し、意見書を提出することになった場合は、議決し意見書を提出するプロセスである。</p> | <p>*全会一致でなくても提案されるため、討論になる場合がある。</p> <p>↓</p> <p>⑧国会又は関係行政庁に提出</p> <p>↓</p> <p>⑨意見書提出者へ審査結果通知</p> <p>会期中に結論がでない場合には、一事不再議の原則により継続審議する。</p> |
| <p>決 議</p> | <p>○平成24年度の例としては、「東京電力株式会社による家庭用電気料金値上げに反対する決議について」を24.7.11と24.7.13の各会派幹事会に提出し、24.7.24に議員案第5号で議決した。</p> <p>○決議とは、議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決のことをいう。普通、「〇〇に関する決議」、「△△に関する決議書」、「付帯決議」などの形式でされる例が多い。</p> <p>決議の形式でなされる議会の意思表示は、当該地方公共団体の公益に関する限り可能と考えられており、極めて広範な問題を取り上げることができる。</p> <p>決議自体は、機関意思（議会意思）の決定であるため、地方自治法第112条及び第115条の2の規定の適用はない。したがって、決議案の発議は、その案をそなえ、理由を付け、会議規則所定数以上の賛成者とともに連署して、議長に提出することになる。</p> <p>○（鹿沼市議会会議規則第13条）</p> <p>議会の機関意思決定議案については2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> | <p>①議会運営委員会で、議員案として提出するかどうかと文案について協議（決議すること、文案了承）</p> <p>↓</p> <p>②議会運営委員会に議員案を追加</p> <p>↓</p> <p>③提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し採決</p> <p>↓</p> <p>④決議の送付</p> |
| <p>(報 告)</p> | <p>○平成24年度の例としては、24.9.28の各会派幹事会において、「思川開発事業からの撤退等を求める申し入れに対する回答に</p> | <p>①受 付</p> <p>↓</p> |

| | | |
|--|--|---------------------------|
| | <p>ついて」というタイトルで、市長への申し入れに対し、24.9.18に執行部が回答し、その回答（写）の提出が議会にあったため、報告したことがある。</p> <p>○以前に各会派周知になった案件に関して執行部に回答のあったものを報告したものである。</p> | <p>②各会派幹事会で回答（写）により報告</p> |
|--|--|---------------------------|

令和元年5月23日一部改正

令和元年6月7日一部改正

令和2年12月21日一部改正

令和3年2月22日一部改正